# 国会議員の互助年金等に関する調査会

本調査会は、国会議員の互助年金等に関する調査・検討等を行うため、第159回国会において設置され、平成16年6月16日から協議を開始した。

第159回国会閉会後から今国会中において、本調査会は4回協議を行った。

## (1)調査会経過

- 〇平成16年6月25日(金)(第2回)
  - 互助年金と公的年金の比較等について国立国会図書館、厚生労働省及び財務省から説明を聴取した後、協議を行った。
- 〇平成16年7月16日(金)(第3回)
  - ○諸外国の議員年金制度について渡部委員、国立国会図書館から説明を聴取した後、協議を行った。
- 〇平成16年7月22日(木)(第4回)
  - ○憲法における国会議員の権能について大石委員から説明を聴取した後、協議を行った。
- 〇平成16年7月30日(金)(第5回)
  - ○委員からの要求資料等について事務局から説明を聴取した後、協議を行った。

#### (2)調査会設置要綱

#### 国会議員の互助年金等に関する調査会設置要綱

1 調査会の設置

衆議院議長及び参議院議長(以下、「両院議長」という。)の下に、国会議員の互助年 金等に関する調査・検討等を行うため、有識者による諮問機関を置く。

2 名称

両院議長の下に置く諮問機関の名称は、「国会議員の互助年金等に関する調査会」とする。

- 3 構成
  - 一 調査会は、委員6名をもって組織する。
  - 二 委員は、議員以外の学識経験のある者のうちから、両院議長がこれを委嘱する。
  - 三調査会に座長を置く。
  - 四 座長は、委員の推薦によって、これを定める。
- 4 諮問事項

国会議員互助年金制度等に関する諸問題について。

5 諮問期間

概ね6箇月

### 6 運営

- 一 調査会の招集は、座長が行う。
- 二 調査会の会議は、座長が主宰する。
- 7 参考意見の聴取

調査会は、議員その他必要と認めた者から参考意見を聴取することができる。

8 答申

調査会は、諮問事項について調査、検討し、その意見を両院議長に答申するものとする。

9 調査会の事務

調査会の事務は、衆議院及び参議院の事務局がこれを掌る。

# (3)調査会委員

 座
 長
 中島
 忠能
 前人事院総裁

 座長代理
 貝塚
 啓明
 中央大学教授

 委
 員
 中島
 勝
 政治評論家

同渡部記安立正大学大学院教授同大石眞京都大学大学院教授同猪口邦子上智大学法学部教授